

令和2年5月12日

裁判所利用の皆様へ

東京家庭裁判所

新型コロナウイルス感染拡大防止のための期日取消等について（5月18日から同月29日まで）

東京家庭裁判所（立川支部を含む。）においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のための期日取消等について、既にお知らせをしていますが、東京都を対象とする緊急事態宣言の期限が延長され、平日の日中における外出自粛要請が続いていることを踏まえ、5月18日から同月29日までの間に実施される予定であった期日についても、次のとおりとしましたので、お知らせいたします。

なお、業務の実施に当たっては、厳に「3つの密」を回避します。

1 家事事件のうち、調停事件については、現状の態勢に鑑み、指定された調停期日を取り消すこととします。

また、審判事件等についても、次に掲げる事件及び裁判官が速やかに処理すべき事件と判断したものを除き、指定期日を取り消されます。

- ・ 児童福祉法上の一時保護事件、審判前の保全事件等急を要する事件
- ・ ハーグ条約実施法に基づく子の返還申立て事件
- ・ 子の監護に関する事件で、急を要する事件

人事訴訟事件についても、期日指定がされている事件については、裁判官が速やかに事件処理をすると判断したものを除き、指定期日を取り消されます。

なお、新たな指定期日及び裁判官が速やかに処理すべき事件と判断したものについては、担当部等から速やかに連絡があります。

御不明の点があれば、担当部等にお問い合わせください。

2 少年事件においては、上記期間中に指定されている審判期日や調査期日につき、担当部等から特に連絡がない限り、予定どおり期日が実施されます。